

第4章 千歳市障がい者計画

基本目標 1

「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」

1 権利擁護の推進・虐待の防止



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 令和元年10月に設置した「千歳市成年後見支援センター」において、成年後見制度の適正な利用支援に努めており、同センターへの相談件数は、年々増加していますが、障がい当事者アンケート調査による同センターの認知度は、11.2%と低い結果となっています。引き続き、「親亡き後」を見据えた支援の1つとして、成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、市民後見人の養成、申立てに要する経費の助成等により、障がいのある人の権利擁護における体制の充実に努めます。
- 障害者虐待防止法の周知や虐待防止の啓発により、市町村に対する通報義務の認知が高まり、障がい者支援課に設置する「千歳市障がい者虐待防止センター」における虐待の相談や通報の受付件数は増加の傾向にあります。今後も虐待の防止と早期発見とともに、虐待被害者の一時保護体制の確保に努めます。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・「成年後見制度」の認知度について、「名前も内容も知っている」「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」を合わせた認知率は65.7%となっている。
- ・千歳市成年後見支援センターの認知度について、「知っている」が11.2%、「知らない」が84.2%となっている。

«関係団体ヒアリング結果から»

- ・どのようなことが虐待や差別に該当するかという具体的な例や通報する際の連絡先など、明確なルールの提示が必要。

«主要施策»

(1) 成年後見制度の利用促進

- ◆「千歳市成年後見支援センター」において、障がいなどにより判断能力が不十分な人が、成年後見制度を適正に利用できるよう支援します。
- ◆「千歳市成年後見支援センター」において、成年後見制度の普及・啓発を行うとともに、市民後見人を養成します。
- ◆成年後見制度の利用が必要な身寄りのない人について市長申立を行い、その費用や後見人の報酬を助成します。

(2) 障がい者虐待防止体制の充実・強化

- ◆障害者虐待防止法の周知、虐待防止についての啓発を行います。
- ◆「千歳市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議」*をはじめとする関係機関との連携により、障がいのある人への虐待防止、虐待の早期発見に努めます。
- ◆「千歳市障がい者虐待防止センター」において、虐待に関する相談・通報・届出を受け付け、必要な調査や指導・助言を行います。
- ◆虐待被害者の一時保護体制の確保に努めます。

*千歳市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議…高齢者と障がいのある人に対する虐待防止のため、関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備することを目的に設置された会議体。

2 理解促進・差別解消の推進



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 障がいの理解促進のため、リーフレットやリニューアル発行した「ちとせの障がい福祉ガイド」を配布したほか、千歳学出前講座、広報ちとせ、市のホームページなどを通じた広報・啓発活動に努めてきました。障がい当事者アンケート調査では、障がいのある人が地域で生活していくために必要なこととして、「地域の人たちの障がいに対する理解」が最も多くなっており、引き続き障がいに対する理解促進を図る必要があります。
- 障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されますが、障がい当事者アンケート調査では、当事者自身の障害者差別解消法の認知度は14.9%に留まっています。今後も、障がいを理由とする差別解消について、市民に広く周知・啓発を図ります。
- 障がいに対する理解を促進するためには、お互いに支え合う気持ちを育てることが重要です。小中学校における福祉教育や交流教育を通じて、障がいの特性やお互いを理解し、支え合うことの大切さを学べる環境づくりを目指します。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・障がいにより嫌な思いをした経験については、「ある」(14.6%)、「少しある」(26.0%)、合わせて40.6%となっている
- ・差別や嫌な思いを経験した場所については「外出先」が43.4%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が37.1%となっている。

《関係団体ヒアリング結果から》

- ・ヘルプマークについての周知を継続してほしい。
- ・民間事業者に対して、合理的配慮の義務化の理解促進・PRが必要。
- ・小中学校などで障がいのある人との触れ合いを設けるなど、互いを知り、思いやりを育める環境があれば、差別や虐待は減るのではないか。

《主要施策》

(1) 広報・啓発活動の充実

- ◆多様な媒体を活用した広報・啓発活動を推進し、障がいに対する理解促進を図ります。
- ◆ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発に努めます。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ◆障害者差別解消法や障がいのある人に対する場面ごとの配慮などを掲載した「合理的配慮事例集」の周知を図り、民間事業者による合理的配慮の提供を促進します。
- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、障がいのある人への差別に関する情報共有や事例研究を行い、不当な差別の解消に努めます。
- ◆市や相談支援事業所等において、障がいのある人に対する差別の相談を受け付けます。
- ◆障がいのある人への対応についてまとめた「職員対応要領」に基づき、市の窓口や会議等において、合理的配慮を提供します。

(3) 福祉教育等の推進

- ◆小中学校において、障がいについて学ぶ福祉教育を推進します。
- ◆特別支援学級や特別支援学校と通常学級の児童生徒との「交流及び共同学習」を実施し、相互理解の促進や社会性の育成を図ります。

基本目標 2

「安全・安心な生活環境の整備」

1 生活環境のバリアフリー化



現状と課題を踏まえた取組の方向

○障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるように、公共施設や道路・公共交通機関、公園緑地のバリアフリー化を推進するとともに、手すりの設置や段差解消などの住宅改修費の一部を助成しています。障がい当事者アンケート調査では、障がいのある人が地域で生活していくために必要なこととして、「道路・交通・建物のバリアフリー化」が19項目中6番目と上位に入っています。公共施設等のバリアフリー化は進んでいますが、一層の推進を目指します。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・外出の際に困っていることとしては、1番目に「交通費などの費用」(15.9%)で、2番目に「道路の段差や障害物」(15.0%)、3番目が「トイレの利用」(12.8%)、4番目が「建物の入口や内部の段差」(12.4%)となっている。

《関係団体ヒアリング結果から》

- ・車いすでの移動や、目の不自由な方の移動がしやすい街づくりをしてほしい。

《主要施策》

(1) 住まいのバリアフリー化の推進

- ◆手すりの設置や段差の解消など、障がいのある人の住宅改修について、市独自に対象者を拡大し、必要な費用の一部を助成します。
- ◆車いすに対応した市営住宅の提供体制の維持に努めます。

(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進

- ◆公共施設の新築・改修時に、車いすやオストメイトに対応した多機能トイレの設置や障がい者用駐車スペースの確保などの施設整備に努めます。

(3) 道路・公共交通機関のバリアフリー化の推進

- ◆「千歳駅周辺交通バリアフリー基本構想」*に基づいた整備を行います。
- ◆視覚障がいのある人や車いすを利用している人などの通行の妨げになる違法駐車や駐輪、歩道上の不法占拠物等の解消について、指導及び啓発を行います。

(4) 公園緑地のバリアフリー化の推進

- ◆障がいのある人も快適に利用できる公園の整備や改修を推進します。

*千歳駅周辺交通バリアフリー基本構想…千歳駅周辺を重点整備地域として公共空間のバリアフリー化を推進することを目的として策定している。

2 防災・防犯・感染症対策の推進



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 地域住民による災害時の支援や平常時の見守りなどに活用するため、「避難行動要支援者名簿」*を定期的に更新していますが、障がい当事者アンケート調査の結果では、災害時の避難に不安がある人の名簿登録率は4.7%と低く、引き続き、関係団体や地域住民との連携による円滑な避難支援体制づくりを推進する必要があります。
- 緊急時に外部との連絡をとることが困難な障がいのある人の家に「緊急通報システム」*を設置していますが、令和5年度の設置件数は5件と少ないことから、サービスの拡充などにより、利用促進を目指します。
- 「令和5年版消費者白書」によれば、障がいのある人等の消費生活相談件数は増加傾向にあり、判断力の不足や契約内容への理解不足につけ込まれてトラブルになっていると思われるケースがあります。障がいのある人の消費者トラブルの被害防止のために、情報発信や相談対応を継続します。
- 新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、日常生活における適切な感染症対策の啓発や情報発信を継続し、感染症の拡大を防止します。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・災害が発生した場合の避難場所について、「知らない」と回答した人は32.6%となっている。
- ・一人で避難できるかについては、「できない」が37.5%、「わからない」が19.0%で、高次脳機能障がいあり、強度行動障がいありでは「できない」が60%以上となっている。

«関係団体ヒアリング結果から»

- ・防災行政無線を文字情報でも発信してほしい。
- ・重度の知的障がいのある人に対応できる福祉避難所が必要。

«主要施策»

(1) 地域防災体制の強化

- ◆「避難行動要支援者名簿」を定期的に更新し、平常時の見守りや防災訓練に活用します。
- ◆「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」*に基づき、町内会、民生委員児童委員等との連携を強化し、避難行動要支援者を支援するための個別プランを作成します。
- ◆自主防災組織の結成支援、指導者養成のための研修を実施します。
- ◆災害発生時の指定避難所では「要配慮者カード」*などを活用し、障がいのある人の適切な支援に努め、必要に応じて福祉避難所を開設します。
- ◆聴覚障がい（2～4級）、視覚障がい（1～4級）のある人の世帯に防災行政無線の戸別受信機（聴覚障がいの場合は文字表示器を含む）を配備します。
- ◆冬期間の除雪が困難な人に対し、除雪サービスを提供し、緊急時の避難通路を確保します。
- ◆一人暮らし世帯の状況について、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて情報を共有し、適切な障害福祉サービスの利用を促進するとともに、地域による見守り活動を推進します。

(2) 緊急時における連絡手段の確保

- ◆緊急時に外部との連絡をとることが困難な人の家に、「緊急通報システム」の設置を行います。
- ◆「緊急通報システム」による24時間相談や安否確認等のサービス拡充を図ります。

- ◆119番通報において、音声電話による通報が困難な人がスマートフォン等のインターネットを利用して、消防本部へ音声によらない緊急通報を行うことができる「NET119緊急通報システム」の継続したサービスを提供します。

(3) 消費者被害の防止

- ◆障がいのある人が消費者被害に巻き込まれないよう広く情報発信に努め、「千歳市消費生活センター」において悪質商法等の消費生活相談に対応します。

(4) 感染症対策の推進

- ◆感染症拡大を防止するため、障害福祉サービス事業所等に対して、感染症対策等の啓発や情報発信に努めます。
- ◆社会的影響の大きい新感染症が発生した場合には、「千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画」*を踏まえて、国や北海道と連携した体制づくりを推進します。

*避難行動要支援者名簿…災害時に自力で避難することが難しく、個人情報の提供に同意し、登録を希望した人の名簿のこと。

*緊急通報システム…高齢者や重度障がいのある人が緊急及び相談に関する通報を行うための機器のこと。

*避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）…災害発生時に支援を必要とする人の対応や地域の支援を基本とした避難支援体制の整備のために策定している。

*要配慮者カード…避難所生活において障がいのある人などが周囲の避難者に対して支援してほしいこと、知っておいてほしいことを情報発信するカードのこと。

*千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画…新型インフルエンザや新感染症の発生段階に応じた対策を取りまとめたもの。

基本目標3 「暮らしの充実」

1 生活支援の充実



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)」と「千歳地域生活支援センター」が中心となり、障がいのある人や家族が抱える問題等について、総合的な相談対応を行っています。相談支援体制の更なる充実のため、「基幹相談支援センター」*の設置を目指し、市内の相談支援専門員の育成を推進します。
- 障害福祉サービスや地域生活支援事業等については、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人、医療的ケアを必要とする人など、重度障がいのある人に対応したサービスの提供体制の確保が課題となっています。サービス提供事業所アンケート調査では、運営上の課題について、「支援員の確保」が65.5%と最も多く、次いで「職員の資質向上」が52.7%となっており、行政等の関係機関へ求める支援については、「職員の研修、職業訓練への支援」が54.5%と最も多かったことから、人材の育成や確保に向けた支援の充実を図り、必要なサービス提供体制を確保します。
- 障がい当事者アンケート調査では、障がいのある人が地域で生活していくために必要なこととして、「経済的な負担の軽減」が19項目中2番目と高いニーズがありました。今後も「福祉サービス利用券」*の交付など、必要な経済的負担軽減策を継続します。
- 令和4年4月に北海道ケアラー支援条例が施行されました。障がいのある家族の介護や援助を行う「ケアラー」に対する相談支援を推進します。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)」を「知っている」と回答した人は33.4%、その内、「利用したことがある」と回答した人は35.4%となっている。
- ・現在利用しているサービスは「福祉サービス利用券助成事業」が24.8%で最も多く、次いで「計画相談支援」が6.0%となっている。

《関係団体ヒアリング結果から》

- ・保育所やその他子育ての相談窓口では、視覚障がいのある保護者への対応や支援が難しいこともあるので、相談できる機関を増やしてほしい。
- ・ヘルパーを要請しても、人手不足から断られることが多いため、ヘルパー不足解消に注力してほしい。
- ・グループホームが不足している。
- ・障がい当事者を病院に繋げず、困っている家族は多い。

《主要施策》

(1) 相談支援体制の充実・強化

- ◆「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)」に相談支援専門員を複数配置し、相談支援の充実を図ります。
- ◆「千歳地域生活支援センター」に精神保健福祉士を配置し、精神障がいのある人に対する相談支援を強化します。
- ◆「基幹相談支援センター」の設置を目指します。
- ◆相談支援専門員等の資格取得費用を助成し、人材の育成に努めます。
- ◆計画相談支援のサービス提供体制の確保に努めます。
- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、相談に関する困難事例の情報共有や課題解決に努めます。
- ◆身体障害者相談員・知的障害者相談員を設置し、障がいのある人の地域生活の支援に努めます。

(2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保

- ◆障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス提供体制の確保に努めます。
- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、事業者の情報交換や研修会の機会を設け、障害福祉サービスの質の向上に努めます。
- ◆医療的ケアを必要とする人への支援体制の確保に努めます。
- ◆行動援護のサービス提供体制の確保に努め、強度行動障がいのある人の日中活動を支援します。
- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、重度障がいのある人等のニーズの把握に努め、適切な障害福祉サービスの利用を支援します。
- ◆障害福祉サービス事業所等の施設整備について、緊急性・必要性が高い場合は、千歳市社会福祉施設整備費補助要綱による利子補給を行うなど、整備費等の一部を補助します。

(3) 経済的な負担軽減

- ◆市民税非課税で障がいのある人に対し、「福祉サービス利用券」を交付します。
- ◆在宅で、常に紙おむつを必要とする重度障がいのある人に対し、紙おむつを支給します。
- ◆食事の調理が困難な障がいのある人に対し、昼食や夕食を配達します。
- ◆在宅で、常に特別の介護を必要とする重度障がいのある人に対し、手当を支給します。

(4) ケアラー支援

- ◆北海道ケアラー支援条例等に基づき、関係機関との連携により、ケアラーに対する相談支援を推進します。

* 基幹相談支援センター…P64 参照。

* 福祉サービス利用券…市内のバスやタクシー、公衆浴場等で利用できる利用券のこと。

2 保健・医療の推進



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 精神保健福祉法の改正（令和6年4月・一部は令和5年4月）に伴う自治体の精神保健に関する相談支援対象や「医療保護入院」*の見直しなどについて、国の動向を注視し、適切な体制の構築が必要です。障がいのある人の地域移行を推進するため、保健・医療・福祉関係者の連携強化を目指します。
- 生活習慣病は、早期発見することで、糖尿病や心臓疾患等の重症化を予防することができます。健康診査や各種がん検診は内部障がいの予防という観点からも重要なため、今後も生活習慣病予防の取組を推進します。
- 障がい当事者アンケート調査では、難病患者のうち、「障害支援区分」の認定を受けている人は、17.3%に留まっています。保健所等との関係機関と連携し、難病患者の地域生活における課題の把握と適切な障害福祉サービスの利用支援に努めます。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・障がいのある人が地域で生活していくために必要なことは、「医療体制の充実」（20.3%）が19項目中3番目となっている。
- ・現在の生活で困っていることや不安として、「自分の健康や体力に自信がないこと」が35.8%で最も多く、「家族など介助者の健康状態が不安」が18.1%となっている。

《関係団体ヒアリング結果から》

- ・精神科通院や難病の医療費について助成があることを知らない人が多い。

«主要施策»

(1) 保健・医療・福祉の連携による相談支援体制の充実

- ◆「ちとせ健康・医療相談ダイヤル24」*において、24時間・年中無休で保健・医療に関する相談を受け付けます。
- ◆保健所等の関係機関と連携し、精神保健に関する相談体制の充実に努めます。
- ◆相談支援事業所において、障がいの特性に配慮した適切な保健・医療サービスの利用支援を行います。
- ◆医療機関と連携し、医療保護入院が必要な身寄りのない方などへの市長同意を行い、退院後の地域移行に必要なサービスの利用を支援します。
- ◆保健・医療・福祉関係者が情報共有や連携を行う協議の場を設けて、障がいのある人の地域移行支援を推進します。

(2) 医療費の負担軽減

- ◆身体障害者手帳1、2級及び3級(内部疾患のみ)、療育手帳A判定及び精神障害者保健福祉手帳1級の人に対し、医療費の一部を助成します。
- ◆身体に障がいのある人に対し、障がいの軽減や機能回復を図る手術等の治療に要する医療費の一部を助成します。
- ◆精神障がいのある人に対し、通院医療費の一部を助成します。

(3) 生活習慣病の予防・早期発見

- ◆国民健康保険特定健診・各種がん検診等の実施により、生活習慣病などの予防や早期発見に努めるとともに、健診の周知・啓発を行います。

(4) 難病患者支援の実施

- ◆難病患者とその家族を支援する北海道難病連の活動経費の一部を助成します。
- ◆保健所等の関係機関と連携し、難病患者の地域生活などに関する相談に応じ、難病の特性に応じた適切な障害福祉サービスの提供に努めます。

*医療保護入院…精神障がいがあり、入院の必要性があるが、本人からの同意が得られない場合に、家族等からの同意を得て入院する形態のこと。

*ちとせ健康・医療相談ダイヤル24…看護師や医師などの専門スタッフが受け付ける電話相談のこと。

3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、市町村は障がいのある人の情報取得や利用、意思疎通支援に係る具体的施策の策定と実施が義務付けられました。さらに、本市では、障がいのある人や意思疎通に配慮が必要な人の特性に応じたコミュニケーション手段の理解や促進を図るため「（仮称）千歳市コミュニケーション条例」の制定を目指します。
- 障がい当事者アンケート調査では、普段の生活において情報の取得や利用、コミュニケーションに対する困難を感じている人の割合は26.2%でした。これまでの意思疎通支援や情報提供における施策を継続するとともに、「ろうあ者相談員」*の設置やICTの活用を目指すほか、今後も障がい当事者が必要とする施策の調査・研究を進めます。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・ 条例の制定が情報の取得や利用、コミュニケーションに関する困難の解消のために「とても有効」「やや有効」を合わせた「有効だと思う」は41.3%となっている。
- ・ 障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、コミュニケーションを取るためにどのようなことが必要だと思うかについて、「支援サービスの充実」が40.2%で最も多く、「パソコンやスマートフォンなどの活用」が30.4%、「周囲の理解促進」が25.0%となっている。

«関係団体ヒアリング結果から»

- ・（コミュニケーション条例について）当事者の意見が十分に取り入れられて、多種多様な障がいに対応できる条例になるとよい。
- ・ろうあ者相談員の設置を強く要望する。
- ・障がいのある人に向けたパンフレットやホームページを作成するとよい。
- ・市のホームページ等で障がいのある人にも伝わる情報発信をしてほしい。

«主要施策»

（１）障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

- ◆障がいのある人や意思疎通に配慮が必要な人の意見を反映した「（仮称）千歳市コミュニケーション条例」の制定を目指すとともに、特性に応じたコミュニケーション手段の理解や利用の促進を図ります。
- ◆「千歳市手話言語条例」*に基づき、手話の普及促進に努めます。

（２）意思疎通支援体制の充実

- ◆聴覚や言語に障がいがあり、意思疎通が困難な人に対し、手話通訳者・要約筆記者*を派遣します。
- ◆専従手話通訳者を２名設置します。
- ◆手話通訳者・要約筆記者の養成に努めます。
- ◆手話、要約筆記、点訳、音訳等の意思疎通支援が必要な人に対し、利用可能なサービスの周知を図ります。
- ◆ろうあ者相談員の設置を目指します。

(3) 情報提供の充実

- ◆障がい特性に応じた「情報・意思疎通支援用具」*を給付します。
- ◆障害福祉サービスの概要をわかりやすく記載した「ちとせの障がい福祉ガイド」を作成します。
- ◆広報ちとせ、市のホームページ、SNS等の活用や「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じた関係機関との連携により、障がいのある人に対する情報発信を強化します。
- ◆「千歳市点字図書室」における点訳・音訳図書の充実を図り、読書バリアフリーを推進します。
- ◆広報ちとせや選挙のお知らせなど、行政情報の発信について、点訳又は音訳版の作成に努め、市のホームページには、文字サイズの拡大やふりがな、音声での読み上げなどの閲覧補助機能を備えます。

(4) ICTの活用

- ◆デジタル障害者手帳「ミライロID」*の利用促進を図ります。
- ◆タブレット端末やスマートフォンを活用した遠隔手話サービスの利用促進を図ります。
- ◆「千歳市点字図書室」でボランティアが製作した点字図書・音訳図書等のデータを視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」*へ提供し、その利用を支援します。
- ◆各種手続き等における「書かない窓口」*等の導入を検討し、障がいのある人の負担軽減を図ります。
- ◆小・中学校において、学習や生活に困難を抱える子どもの障がい特性等に配慮しながら、学習者用コンピュータの一人一台端末、デジタル教科書や電子黒板等のICT機器を活用します。
- ◆「児童発達支援センター」において、タブレット端末と業務管理システムを導入し、施設運営の効率化を図ります。

-
- * ろうあ者相談員…聴覚に障がいのある人が抱える問題などの相談を受け、関係機関と連携しながら解決に当たる障がい当事者の相談員のこと。
 - * 千歳市手話言語条例…「手話は言語である」という認識のもと、手話に対する理解を広げ、手話を使用しやすい環境づくりのための施策を推進することを目的に、平成 30 年 3 月に施行された。
 - * 要約筆記者…話している内容をその場で文字にして伝える筆記による通訳のこと。
 - * 情報・意思疎通支援用具…点字ディスプレイや人工咽頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のこと。
 - * ミライロ ID…障害者手帳をスマートフォンで表示できるアプリのこと。
 - * サピエ…視覚障がいのある人や視覚による表現の認識が困難な人に対し、インターネットを通じて、点訳・音訳のデータをはじめ、地域・生活情報などを提供するネットワークのこと。
 - * 書かない窓口…マイナンバーカード等を活用した申請書作成支援システムの導入などにより、これまで窓口で記入が必要だった申請書の一部を「書かない」ようにするもの。

基本目標 4

「障がい児支援の充実」

1 発達支援の充実



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 障がい当事者アンケート結果では、子どもの発達課題等に気づいたきっかけは、「保護者の方を含む家族の気づき」が最も多く、次いで「総合保健センターでの乳幼児健診」、「病院などの医療機関による診察・健診」、「こども発達相談室での相談」の順となっています。発達に心配のある子どもが、早期に支援につながるように、関係機関が連携して早期発見の体制を整える必要があります。
- 「こども発達相談室」への相談者は、年々増加傾向にあることから、支援体制の強化や支援内容の充実に努めます。
- セルフプランによる障害児通所支援事業の利用者が多数を占めることから、障害児相談支援の提供体制の確保に努めるとともに、支援が必要な子どもに適切な発達支援が行われるよう障害児通所支援の提供体制の充実と質の向上に取り組みます。
- 児童福祉法の改正（令和6年4月）により、「児童発達支援センターの機能強化」が求められています。「千歳市児童発達支援センター」が中核機関として十分な役割を担えるよう支援体制の強化に取り組み、支援内容の充実に努めます。
- 医療的ケア児支援法（令和3年9月施行）の基本理念に基づき、医療的ケア児とその家族が抱える課題を把握し、支援体制の充実や必要な支援施策の実現に取り組みます。

«障がい当事者アンケート結果から»

- ・ 今後3年以内に必要な支援は、「発達を促す支援」が49.0%、次いで「学校の進路相談支援」が42.7%、「児童発達支援や放課後等デイサービスについての相談支援」37.4%となっている。

«関係団体ヒアリング結果から»

- ・ 子どもが小さいときから障がいに気付くことができる環境があるとよい。保護者の障がいに対する認識度を上げる必要がある。

«主要施策»

(1) 早期発見体制の強化

- ◆ 4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査の受診率向上や健診内容の充実に努めます。
- ◆ 5歳児相談の相談体制や支援内容の充実に努めます。
- ◆ こどもネウボラの相談体制や支援内容の充実に努めます。
- ◆ 発達障がいについての理解を深めるため、啓発活動に取り組みます。
- ◆ 発達に心配のある児童とその保護者を対象とした就学相談を行います。

(2) 児童発達支援センターの機能強化

- ◆ 「千歳市児童発達支援センター」が中核機関として十分な役割を担えるよう支援体制の強化を図り、専門職員の人材育成に取り組みます。
- ◆ 中核機関として、幅広い高度な専門性に基づく、発達支援や家族支援に取り組みます。
- ◆ 中核機関として、市内の障がい児通所支援事業所に対する支援内容等への助言や援助などに取り組み、障がい児支援の質の向上と連携体制の充実に努めます。
- ◆ 市内の認定こども園等教育・保育施設や幼稚園、学童クラブ等におけるインクルージョンを推進するため、中核機関として、後方支援に取り組みます。

- ◆発達支援の入口としての相談に対応するため、「こども発達相談室はぐ」の支援体制の強化や支援内容の充実を図ります。

(3) 障害児通所支援提供体制の充実

- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」において支援困難事例や地域課題の共有等を通じ、支援体制の充実と支援の質の向上に取り組みます。
- ◆障害児相談支援事業所などと連携し、支援ニーズの把握に努め、障害児通所支援の提供体制の確保に取り組みます。
- ◆重症心身障がい児等を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

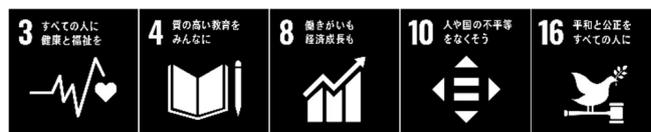
(4) 障害児相談支援提供体制の確保

- ◆進学や就労に向けて障害児支援利用計画を必要とする児童に対応できる障害児相談支援の提供体制の確保に取り組みます。
- ◆「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員し、障害児支援利用計画の対象者拡大に努めます。
- ◆「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」の支援体制を強化し、障がい児とその家族に対する相談支援機能の充実を図ります。

(5) 特別に支援を必要とする子どもへの支援

- ◆医療的ケア児等コーディネーターを千歳市児童発達支援センターに配置し、医療的ケア児に対する支援を調整する機能を確保します。
- ◆「千歳市医療的ケア児支援協議会」において、医療的ケア児とその家族が抱える課題を検討し、支援体制の充実や必要な支援施策の実現に取り組みます。
- ◆医療的ケア児が看護師未配置の障害児通所支援事業所を利用する際に訪問看護師等の派遣にかかる費用を一部助成します。
- ◆医療的ケア看護職員を市立認定こども園に配置し、医療的ケア児を受け入れる体制を整備します。
- ◆医療的ケア看護職員を小・中学校に配置し、医療的ケア児を受け入れる体制を整備します。

2 共に過ごし、共に学ぶ環境づくりと支援体制の充実



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 市内の認定こども園や認可保育所及び学童クラブでは、発達に心配のあるなしにかかわらず、すべての子どもを集団保育するインクルージョン保育*を推進しています。認定こども園等での障がい等のある子どもの受入れは、年々増加傾向にあることから、引き続き、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な保育を行う体制の充実を図る必要があります。
- 小中学校では、障がいのある子どもが生活や学習上の困難を改善又は克服していくための指導及び支援を行う特別支援教育を推進しています。各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制の充実や教職員の専門性の向上を図るとともに、特別支援教育支援員を配置するなど体制の充実を図っています。特別支援教育の対象となる児童は、年々増加傾向にあることから、引き続き、子ども一人ひとりの状況に合わせた支援の充実に向け、教職員の専門性の向上や人材育成を図る必要があります。
- 子どもたちが障がいの有無にかかわらず、様々な機会を通じて共に過ごし、互いに学びあう経験ができる環境づくりと支援体制の充実を目指します。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・進路や就学などに関して不安を感じていることについては、「本人の友達づきあい」が46.7%で最も多く、次いで「将来の就労に向けての情報が少ない」が35.6%、「療育や保育、教育に関する情報が少ない」が23.1%となっている。

《関係団体ヒアリング結果から》

- ・幼稚園、保育園から、障がいのある子どもと触れ合って、一緒に生きることを感じる子どもが増えれば障がいに対する理解が進むのではないかと。

(1) 個別支援ファイルの活用促進

- ◆発達に支援が必要な乳幼児期の児童に対し、「こどもの発達と支援の記録」ファイルを作成します。
- ◆将来にわたり一貫性のある支援が構築されるよう保護者や関係機関にファイルの活用方法の周知を図ります。
- ◆小・中学校においても、保護者同意のもと支援ファイルを引き継ぎ、これを「個別の教育支援計画」に位置付けて、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた一貫性のある教育的支援に役立てます。

(2) 保育の充実

- ◆認定こども園等の教育・保育施設において、障がい等のある子どもを受け入れる「特別支援保育事業」の充実を図ります。
- ◆障がい等のある子どもを受け入れる私立幼稚園等に対し、補助金を交付し、その運営を支援します。
- ◆市内 18 か所の学童クラブで障がい等のある児童の受入れを行います。
- ◆巡回支援事業「こども相談みにくる」*実施体制の充実を図り、認定こども園等の教育・保育施設や学童クラブ等におけるインクルージョンを推進するための後方支援に取り組みます。

(3) 教育の充実

- ◆児童の発達に心配のある保護者の相談に対応するため、教育相談の体制充実に努めます。
- ◆小・中学校の特別支援学級は、地域とのつながりを持ちながら教育を受けられるよう体制整備に努めます。
- ◆一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が、長期的な視点に立って一貫して行われるよう、「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」の作成や活用を推進します。
- ◆各学校で教職員の特別支援教育に関する専門性の向上のための研修等を実施します。

- ◆小・中学校に特別支援教育支援員や児童生徒ヘルパーを配置し、学校生活を支援します。
- ◆通常学級に在籍する言語や発達に軽度の障がいのある児童に対して、通級指導教室での指導を実施します。
- ◆特別支援学校の「パートナー・ティーチャー派遣事業」や特別支援教育専門家チームの巡回相談等専門機関を活用し、児童生徒への指導の充実を図ります。
- ◆特別支援学校や特別支援学級の児童生徒の就学に係る保護者の経済的な負担を軽減するため、就学費用や交通費の一部を助成します。
- ◆特別支援学級に就学する児童生徒の通学支援と安全確保のため、登下校時にスクールバスを運行します。
- ◆地域学校協働活動が実施する児童生徒の体験活動等において、障がい特性に応じた合理的配慮を提供し、障がいのある児童の参加促進に努めます。

(4) 学校卒業後の支援

- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」において現状把握を行うとともに、公共職業安定所などの関係機関と連携し、就労につなげるための支援の充実を図ります。
- ◆学校卒業後も地域で安心して生活できるよう「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」の相談支援体制の充実を図ります。

*インクルージョン保育…すべての子どもにはそれぞれ違いがあり、その違いを認め、尊重することが重要であることから、認定こども園等に通うすべての子どもを包括的に捉え、差別することなく保育を行うこと。

*こども相談みにくる…巡回支援専門員が、認定こども園等を直接訪問し、子どもの発達の様子や行動の特徴を把握した上で施設職員が抱える困りごとに助言する仕組み。

基本目標 5

「自立と共生の推進」

1 雇用・就労の推進



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が大きな課題となります。障がいのある人が、病状や障がい特性に配慮しながら働くことができる就労移行支援や就労継続支援の利用実績について、令和4年度の進捗状況では、計画値を上回っています。今後もサービス提供体制の確保に努め、福祉的就労の支援を推進します。
- 一般就労の促進においては、障害福祉サービスとしての就労定着支援は、計画値を大きく下回っているものの、「就労推進室やませみ」による就労定着支援を受けている一般就労継続者は順調に増加しています。また、企業等民間事業所アンケート調査では、障がいのある人の雇用を促進するために必要な施策として、「雇用事例や障がい特性・雇用管理上の留意点に関する情報提供」(45.9%)や「外部の支援機関の助言・援助などの支援」(39.3%)などが求められていることがわかりました。引き続き、「就労推進室やませみ」による障がいのある人と企業等の双方に対する適切な支援を継続します。
- 令和7年10月から新しいサービス「就労選択支援」*が始まる予定です。提供体制の確保を目指して、国の動向を注視するほか、「農福連携」*などの推進により、障がいのある人の多様な就労機会の確保に努めます。

「障がい当事者アンケート結果から」

- ・障がいのある人が一般就労するために必要な支援として、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」(41.3%)が最も多く、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」(36.4%)と続いている。
- ・農福連携については、「農福連携について知らなく、今後農作業等に取り組むつもりはない」(48.8%)が半数を占めるが、「取り組んでいる」と「取り組んでみたい」を合わせた「取組意向」は25.9%となっている。

「関係団体ヒアリング結果から」

- ・企業によるジョブコーチ*の活用。
- ・障がい者雇用で得られる企業のメリットをアピールするとよい。

「主要施策」

(1) 福祉的就労の支援

- ◆就労継続支援や就労移行支援のサービス提供体制の確保に努めます。
- ◆市役所が購入する物品等やサービスは、「千歳市障害者施設等からの物品等の優先調達方針」*に基づき、障がい者就労施設等から優先的に調達します。

(2) 一般就労の促進

- ◆「障がい者就労支援事業」*において、障がいのある人と企業の双方に対する支援及び関係機関との連携を強化し、障がいのある人の一般就労及び職場定着に向けた支援を推進します。

(3) 多様な就労機会の確保

- ◆「農福連携」を推進します。
- ◆障がいのある人が就労のために必要な資格の取得や、職業能力向上の研修等に要する受講料の一部を助成します。
- ◆「就労選択支援」のサービス提供体制の確保に努めます。
- ◆障害者雇用促進法に基づき、千歳市役所における障がい者雇用の拡大に努めます。

*就労選択支援…障がいのある人の希望や能力、必要な配慮等を評価・整理し、その結果に基づいて適切な就労先を調整する新しいサービスで、令和7年10月からの開始が予定されている。

*農福連携…農業と福祉が連携して障がいのある人などが農作業等を通じて、自信や生きがいを作り出し、社会に参加する就労支援のこと。

*ジョブコーチ…障がいのある人の職場適応のため、職場に出向いて、指導や支援、事業者との調整を行うスタッフのこと。

*千歳市障害者施設等からの物品等の優先調達方針…障がい者就労施設等からの物品調達等の推進を図る方針のことで、障害者優先調達推進法に基づき策定している。

*障がい者就労支援事業…「就労推進室やませみ」において、ジョブコーチの研修を受けた就労支援推進員等が障がいのある人の就労に関する相談、企業等に対する障がい者雇用促進に関する普及啓発、職場実習、関係機関との連絡調整を含む就職・職場定着に向けた支援等を行う千歳市の独自事業のこと。

2 地域共生の推進



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から市町村における「地域生活支援拠点等」*の設置が努力義務化されます。障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた体制づくりのため、「緊急時の受入れ・対応」をはじめとする拠点等の面的整備を目指します。
- 障がい当事者アンケート調査では、「地域における共生」が「進んでいる」と答えた人は12.4%と低い結果となっています。本市では、社会福祉法の改正を踏まえ、これまでの施策に加えて、新たに「重層的支援体制」*の整備に向けた取組を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・「地域における共生」が、どの程度進んでいるかについて「わからない」(49.3%)、「あまり進んでいない」「進んでいない」(30.7%)、「かなり進んでいる」「進んでいる」(12.4%)という結果になっている。

《関係団体ヒアリング結果から》

- ・グループホームの生活を体験する場所があるとよい。
- ・障がいのある人のスポーツ大会や当事者団体の行事等を支援してほしい。

《主要施策》

(1) 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進

- ◆「地域生活支援拠点等」の機能のうち、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」についての面的整備を目指します。

(2) 地域活動支援センターの充実

- ◆市内2か所の「地域活動支援センター」において、障がいのある人に対し、創作的活動や生産活動、社会交流の機会を提供します。
- ◆精神保健福祉士等の専門職員を配置し、障がいのある人と地域の社会基盤との連携強化などを図る「地域活動支援センター機能強化事業」を実施します。

(3) 自発的活動の支援

- ◆点訳・音訳サービス等を行うボランティア人材を養成します。
- ◆障がい者団体の自発的な活動に係る経費の一部を補助します。

(4) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動及び生涯学習の支援

- ◆障がい者団体への文化芸術・スポーツやレクリエーションの活動の場・機会の提供などの支援に努めます。
- ◆障がいのある人も参加できる「ニュースポーツ」*の普及促進を図ります。
- ◆市主催の講座や行事等において、障がい特性に応じた合理的配慮を提供し、障がいのある人の生涯学習への参加促進に努めます。

(5) 外出や移動の支援

- ◆障がいのある人の外出や移動を支援する障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス提供体制の確保に努めます。
- ◆車いすなどを常時必要とする身体に障がいのある人が社会参加するための外出について、専用車両を使用した支援を行います。
- ◆市内バス・タクシーの運賃割引や「福祉サービス利用券」の交付によって、障がいのある人の外出を促進します。
- ◆精神障がいのある人が「地域活動支援センター」等に通所するためにかかる交通費の一部を助成します。
- ◆障がいのある人の自動車免許の取得に必要な費用を助成します。
- ◆身体に障がいのある人が就労等で自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用を助成します。

(6) 重層的支援体制の整備に向けた取組の推進

- ◆庁内意見交換会を開催し、課題の分析や共有を図るとともに、関係部署の連携を強化し、行政の垣根を超えた支援体制の整備を目指します。

* 地域生活支援拠点等…P61 参照。

* 重層的支援体制…地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための属性を問わない包括的な支援体制のこと。

* ニュースポーツ…誰でも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として新しく考案されたスポーツのこと。